

平成29年瑞穂町教育委員会第5回定例会 会議録

平成29年5月25日瑞穂町教育委員会第5回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 中野 裕司 君 ・ 3番 村上 豊子 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 滝澤 福一 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 指導課長 田中 淳志 君
指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君 ・ 社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第12号 「平成29年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」
に伴う有識者の委嘱について

- 日程第4 議案第13号 議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について
(町立瑞穂第二中学校校庭芝生化工事請負契約)
- 日程第5 報告事項1 臨時代理の報告について(平成28年度一般会計補正予算(第8号)の
原案中教育に関する部分の意見聴取について)

開会 午前9時00分

滝澤委員長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名で
あります。定足数に達しておりますので、これより平成29年瑞穂町教育委員会第5回定例会を開催いたします。
ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

滝澤委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長にお
いて、3番、村上委員を指名いたします。

滝澤委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

滝澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

滝澤委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

滝澤委員長 ほかにご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

滝澤委員長 日程第3、議案第12号、「平成29年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及
び評価」に伴う有識者の委嘱について、提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 「平成29年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱について」、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第5条第2項の規定により、下記の者を有識者として委嘱したいので、本案を提出するものです。氏名、倉田 守人、住所、生年月日につきましては記載のとおりです。以下、同様です。氏名、柳澤一夫、氏名、田中 洋一。任期は、平成29年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書【平成28年度対象事業分】作成までです。職歴等につきましては、裏面のとおりです。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 柳澤さんについてお尋ねします。職歴と委嘱の関係性について、教えてください。

教育部長 委嘱の理由は大きく2つあります。青梅信用金庫については、内部に芸術・文化・教育に関する組織を設けていまして、地域貢献を行うための基金を持っています。そういった組織を持っている点が1点目です。2点目は、基金を使いまして、町へ毎年40万円の寄附をいただいています。これは、小中学生を対象とした文化・スポーツなどに関する用途でいただいています。以上のように地域への貢献度が高いということで、委嘱の理由となっています。また、教育関係とは少し離れた立場であることもひとつの理由となっています。

鳥海教育長 少し補足します。この事業については、3名の方を委嘱しています。同じ事業を点検評価していくのに、同じメンバーで行うことは、経年比較が出来る利点があります。倉田氏と田中氏については、教育、特に学校教育に関して見識がある方々です。一方、民間からの目線でのご意見を頂くという観点も必要です。ただし、民間の視点といっても、教育に関係している企業の青梅信用金庫支店長に毎回お願いをしているわけであります。

関谷委員 3名の方の職歴等は今の説明でよくわかりました。いろいろな切り口でみてもらうことは良いことだと思います。外部評価をしてものを、学校や教育委員会がどう受け止め変えていっているのか。言い換えれば効果というものなかなか見えにくいため、反映された結果を知りたいと思います。

教育部長 毎年冊子をつくりまして報告させていただいています。有識者の方の意見を反映したものが最終版となり、冊子という形で公表されていきます。今回については、平成28年度事業を評価していただき、平成29年度に向けた目標等を記載することになります。冊子ができあがりましたら、ご覧いただければと思います。

滝澤委員長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
人事案件でありますので、討論を省略いたします。
それではお諮りします。議案第12号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
(「異議なし。」との発言)

滝澤委員長 ご異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。
つづきまして、日程第4、議案第13号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(町立瑞穂第二中学校校庭芝生化工事請負契約)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 「議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(町立瑞穂第二中学校校庭芝生化工事請負契約)」の提案理由のご説明を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき契約のうち教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育部長に説明させます。

教育部長 説明いたします。

1枚おめくりください。議案第46号 町立瑞穂第二中学校校庭芝生化工事請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約内容ですが、1契約の目的、町立瑞穂第二中学校校庭芝生化工事、2契約の方法、指名競争入札による契約、3契約金額、金1億1,469万6千円、4契約の相手方、株式会社スポーツテクノ和広、議案書裏面をご覧ください。入札結果は記載のとおりです。

添付資料1をご覧ください。この工事は、生徒の体力の向上やケガの予防、緑化によるヒートアイランド現象の抑制、生徒・保護者・地域の方々による芝生の維持管理を通して地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、第二中学校の校庭芝生化工事を行うものです。

資料右側に記載された工事概要に沿って説明いたします。1校庭芝生張芝工事として、西洋芝種のティフトンを6, 174平方メートル敷き詰めます。2雨水集水施設工事では、100トンの貯水槽を図面左側、黒色の点線の部分ですが、校舎西側前に新設します。3井戸掘削工事では、貯水槽西側、図面では左側になりますが、深さ約110mの井戸を掘り揚水ポンプを設置します。4散水設備工事では、芝生内にスプリンクラーを20台、グリーンダスト舗装散水用に大型散水栓を2か所、それぞれ設置します。5倉庫新設工事では、芝生の維持管理用備品や消耗品置場として、図面下側、町道845号線沿いに黒色の網掛け四角で表示しましたが、42.33平方メートルの鉄骨造の倉庫を新設します。6舗装工事では、黄緑色に着色した部分にグリーンダスト舗装を2,863平方メートル、施工します。また、校舎東側、図面右側の町道847号線からの入口、正門前の網掛け部分ですが、コンクリート舗装を19平方メートル、施工します。7施設整備工事では、芝生内の走路用トラック、サッカーコートが目印となるラインポイントを新設します。また、校庭の芝生部分に散布する目砂用の砂置場を図面下側、町道845号線側、新設倉庫脇に設置します。テニスコート改修は、図面右下、案内図でお示した位置にあるもので、今回の工事に合わせ改修します。8芝生維持管理・初期養生では、工事が全て終了し、町に引き渡しが行われるまでの間の点検、芝刈り、施肥、散水を行います。

添付資料2をご覧ください。図面の上側は、芝生基盤土壌改良として、天然芝張工、グリーンダスト舗装、コンクリート舗装の仕様です。図面中央及び左下は、新設する倉庫の仕様です。図面右下、テニスコート改修では、テニスコート面のひび割れやおうとつがある表層を改修し、新たにラインを張り替えます。

添付資料3をご覧ください。散水設備です。散水には芝生用にスプリンクラー及びグリーンダスト舗装用に大

型散水栓を使用します。水源は、西側部分の校舎に降った雨を集水管により集め、新設する貯水槽にためて活用します。なお、雨水が不足した場合には、新設する井戸で汲み上げた地下水を使用します。図面右下は、工事完成後の走路トラック、サッカーコートイメージ図です。なお、今回の工事も他校の芝生化工事と同様に、東京都の補助金を活用します。

補助率は補助対象費用の100%となります。以上が工事概要ですが、工期は、平成29年11月10日です。また、落札比率は75.3%です。以上、説明とさせていただきます。

滝澤委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんでしょうか。

関谷委員 芝生を布設する面積はわかりましたが、100m走路については、どの位置になりますでしょうか。

教育部長 添付資料3をご覧ください。右下に図示してあります、芝生化されますところと校舎の間に東西方向に100m走路の設置を予定しています。材質はグリーンダスト舗装となります。

関谷委員 テニスコートについて、より詳しく教えてください。

教育部長 従前から校舎と離れたところにテニスコートがありました。校庭と2箇所で行っていましたが、校庭での活動ができなくなることから、校舎外のテニスコートを整備し集約することになります。

関谷委員 先日、五小三小の運動会を見にいきました。五小は良い状況なのですが、三小の状況がよろしくない状況に思えました。相当前に芝生化されたからなのか、運動量が多いためなのか、原因が良く分かりません。維持にも苦労されているのかと思われます。実態はどのようになっているのでしょうか。

教育部長 三小については近年のものとは異なり野芝というものを植えています。状況は確認してはいますが、地域の方はほとんど使われていなく、サッカー団体などが主な使用になっています。その使用方法などに課題があるのか、など、調査をしています。学校からは、これから暖かくなり芝の根が張ってくれば、今よりは改善されるのではとの話がありました。東京都にも支援をお願いしているところでもありますので、改善に向かうよう努めて行きます。

す。

鳥海教育長 学校からは、運動会前にサッカーの使用をある程度制限してきたとのこと。それでもあの状態であるとのこと。今後補植も行っていきたいとのこと。また、瑞穂中学校においても、かなり芝生がはげてきている状況にあります。校庭を使用しないことでは本来の目的にそぐわないこととなります。この辺りは、ある意味、兼ね合いなのではないかと思われます。各学校で状況をみながら、使用していただくしかないかなと思います。

中野委員 既に終了している学校では、芝生管理委員会というものが立ち上がっていますが、今回の第二中学校においては、どのようになっているのか。また、組織ができているならば、どのような方がメンバーに入っているのか、分かりましたら教えてください。

教育部長 芝生化にあたり、平成28年度に検討委員会を立ち上げました。この中には、学校の先生をはじめ、校庭の利用団体（サッカー団体）の方、町内会連合会が入っていましたが、管理については、少年サッカー団体、長岡町内会の方、PTAの方、教職員などで構成される予定です。ただし、まだ正式に組織化されているものではありませんが、100名程度の組織になろうかと考えています。そのうちサッカー団体については、50名ほどと試算しています。

鳥海教育長 地域の方を含めた管理団体の組織化が補助事業の要件になっています。それがなければ、100%の補助が受けられませんので、三小から始まった瑞穂町の芝生化事業については、全学校に芝生管理団体をおいています。当然、第二中学校においても、今後芝生管理団体を立ち上げることとなります。

滝澤委員長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第13号に対する討論を行います。

（「討論なし。」との発言）

滝澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第13号を原案どおり決定することにご異議はございません。

んでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

滝澤委員長

ご異議なしと認め、議案第13号は原案どおり可決されました。

つづきまして、日程第5、報告事項1、臨時代理の報告について(平成28年度一般会計補正予算(第8号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について)教育長より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長

臨時代理の報告について(平成28年度一般会計補正予算(第8号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について)ご報告申し上げます。瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。平成28年度一般会計補正予算(第8号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、異議がない旨同意したものです。なお、本補正予算は平成29年3月31日専決処分されています。詳細につきましては、教育部長に説明させます。

教育部長

説明いたします。高等学校等入学時奨学金ですが、補正前の額、270万円に対し、78万円を減額補正し、補正後の額を192万円としました。理由は、当初予算では奨学金の支給対象者を45人で見込みましたが、実績が32人であったことから、不要となった13人分の奨学金を減額したものです。なお、1人あたりの奨学金の額は6万円です。説明は以上です。

滝澤委員長

以上で説明は終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

滝澤委員長

質問もないようですので、終結いたします。

報告事項1を承認いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて平成29年瑞穂町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前9時28分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員